

令和2・3年度 札幌市 保育所等入所案内

1 保育所等の利用にあたって

保育所等（認可保育所・認定こども園（保育所部分）・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（認可））の利用にあたっては、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定にあたっては、札幌市内に居住している0歳から小学校に入学するまでの乳幼児で、保護者のいずれもがお子さんの保育を必要とすることが要件となります。

認定期間	申請した事由により、保育所等の利用が可能な期間を指します。
保育必要量	「保育標準時間（1日11時間利用）」「保育短時間（1日8時間利用）」の2種類があります。保育必要量を超えて保育する場合、時間外保育料が発生します。

保育を必要とする事由

	事由	認定期間	保育必要量 ※1	
			月120時間以上 月64時間以上120時間未満	保育標準時間 保育短時間
1	就労	在職期間の月末まで	月120時間以上 月64時間以上120時間未満	保育標準時間 保育短時間
2	妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週後の月の月末まで	保育標準時間	
3	疾病・障がい	療養に要する期間	保育標準時間	
4	同居親族等の 介護・看護	介護・看護に要する期間	月120時間以上	保育標準時間
			月64時間以上120時間未満	保育短時間
5	災害復旧	災害復旧に要する期間	月120時間以上	保育標準時間
			月64時間以上120時間未満	保育短時間
6	求職活動 (起業準備含む)	概ね3か月間（90日目が属する月の月末まで）	保育短時間	
7	就学・職業訓練	就学・訓練期間の月末まで	月120時間以上	保育標準時間
			月64時間以上120時間未満	保育短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	世帯状況により異なる	保育標準時間	
9	(継続在園の場合) 育児休業	原則育児休業終了月の月末まで※2	保育短時間	
10	その他上記に準じる事由がある場合	事由により異なる	事由により異なる	

※1 保育標準時間に該当する場合は、保護者の希望により保育短時間を選択することも可能です。また、保育短時間に該当する場合は、特例措置を適用し、保育標準時間を選択できる場合があります。特例措置の適用を希望する場合は、お住まいの区の健康・子ども課にお問い合わせ下さい。

※2 満1歳に達する日を限度として保護者が希望する日の属する月の末日までです。なお、育児休業に係る子どもが保育を利用できない状況にある場合に限り、申請により1歳到達時に1歳6か月まで、1歳6か月到達時に2歳までの延長が可能です。

■ 2 保育所等の開所時間・受入年齢などについて

各園により異なりますので、別紙「札幌市認可保育所等一覧」をご確認ください。

なお、保護者の勤務時間や通勤時間等の理由で、通常の時間を越えて保育が必要なお子さんを対象に時間外保育を行っている保育所や、午前0時又は午後10時までお子さんを預かる夜間保育所（中央区、西区のみ）もありますので、希望する方はお住まいの区の健康・子ども課にご相談ください。

※ 時間外保育は、入所後、保育所にて別途申込みが必要となります。

■ 3 利用調整と入所日について

利用申込みは随時受け付け、内容を審査の上、調整を行います。調整は毎週金曜日を締切とし、2か月先までの利用希望について翌週以降に行います（新年度（4月1日）入所の調整は、別途11月頃に受付期間を設定して一斉に行います）。

調整は、利用調整基準に基づき、入所希望日時点の保育の必要度の高い方から入所を決定します。調整の度にその時点の申込者を対象にするため、先着による優先はありません。また、希望順（第1希望～第5希望）による優先もありません。

認可保育所は、承諾の利用調整結果をもって入所決定とします。認定こども園（保育所部分）・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（認可）は、利用調整結果をもとに各施設と利用契約を結びます。

入所日は、原則として入所を希望する日としますが、入所を希望する保育所に空きがなければ、希望する日に入所はできず、受入が可能となるまでお待ちいただくこととなります。

お申込みから調整結果の通知までの流れは、次ページの「利用申込みから入所決定まで」をご覧ください。

入所決定後の入所辞退は、他の希望者・保育園等に多大な迷惑をかけることとなります。申請書の希望園には、お子さんを通わせることが可能な園のみを記載いただくよう、ご協力をお願いします。

■ 4 ならし保育について

保育所等への入所後、環境の変化によるお子さんへの負担軽減のため、徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を実施する園が多くあります。

ならし保育の期間等については、お子さんの状態やご家庭の状況、入所する園の方針などにより異なります。就業状況等により対応が困難な場合などは、各園までご相談ください。

なお、新規就労の場合や育児休業明けの場合などは、就労開始前に入所してならし保育を行うことが可能です（上限あり）。詳しくは各区健康・子ども課までお問い合わせください。

■ 5 保育料について

別紙「令和2年度以降のお子さまの保育料について」をご覧ください。

6 利用申込みから入所決定まで

施設の見学（保護者）

希望する施設へ事前にお問い合わせの上、お子さんを連れて見学をしてください。
（園により保育方針等が異なりますので、お申込み前の見学をお願いします。）

申込みに必要な書類のご案内・準備（保護者・札幌市）

お住まいの区の健康・子ども課にてご家庭の状況をお伺いし、申込みに必要な書類の様式をお渡します。
保育が必要な事由に応じ、事前に書類のご用意が必要となる場合がありますので、お早めにご準備ください。
例：在職証明書（勤務先に記入を依頼していただきます）、診断書（病院に記入を依頼していただきます）等

申込み（保護者） ※ 必要書類については次ページをご確認ください。

【提出書類】

- ・教育・保育給付認定申請書<2・3号申請用>
- ・保育を必要とする事由を確認できる書類（在職証明書、診断書など）
- ・（該当する場合）保育料の決定に必要な書類
- ・（マイナンバーの記載に際して）身元確認書類、番号確認書類

上記の書類をお住まいの区の健康・子ども課へ直接持参し、提出・提示してください。

教育・保育給付認定通知書の送付（札幌市）

区健康・子ども課が、保育を必要とする事由や時間を確認し、教育・保育給付認定通知書を送付します。※「保育の必要性」が認定されたことを証明する書類であり、これにより入所が決定したものではありませんのでご注意ください。

利用調整（札幌市）

区健康・子ども課が、札幌市の利用調整基準に基づき、希望された園の利用調整を行います。
※ 年度途中の調整が可能となった場合、電話で別途ご連絡させていただきます。

利用調整結果の通知（札幌市）

入所承諾の場合は、利用調整の結果（「承諾」）を通知します。不承諾の場合は、初回利用調整時に、利用調整の結果（「保留」）を通知します。

※ 育児休業の延長に際し、勤務先やハローワークに対して「保留」通知の提出が必要となる場合があります。

入所決定（保護者）

入所が決定した園に連絡し、入所オリエンテーションの日程調整を行ってください。
（4月1日入所の場合は該当者が多いため、各園において「入園説明会」を行いますので園からのご案内をお待ちください。）

入所保留（保護者）

保留の場合、申し込みいただいた希望園で継続して調整を行います。

ご家庭の状況や就労状況等に変更がある場合や、希望先の園を変更する場合は、お住まいの区の健康・子ども課までご連絡ください。

7 利用申込に必要な書類について

利用申込にあたっては「教育・保育給付認定申請書」〈2・3号申請用〉のほか、下記①～③のと
おりの添付書類が必要です。

- ① 保育を必要とする事由を確認できる書類・・・別表1
- ② 保育料等の決定に必要な書類・・・・・・・・・・別表2
- ③ (マイナンバー記入時必須) 身元確認書類・番号確認書類

① 保育を必要とする事由を確認できる書類

入所事由によっていずれかの書類が必要です。◎印は提出、○印は提示となります。

入所希望日時点の保育を必要とする事由を確認できる書類をご用意ください。育児短時間勤務・
育児による部分休業を除き、入所内定後に就労状況(勤務先や勤務時間)等に変更があった場合、
入所内定が取消しとなる可能性があります。

また、どの事由に該当する場合も、毎年、保育を必要とする事由を確認できる書類を再提出して
いただきます(別途、郵送や利用中の園を經由して依頼いたします)。

別表1

区 分			確認に必要な書類	保育を必要とする事由						
父	母	他		雇 用 就労者	自 営 業 者	出 産	疾 病	障がい	求 職	就学等
			在職証明書※1 (新規就労予定(内定)の場 合も同様です)	◎						
			育児休業証明書※1	◎※2						
			事業稼働申告書※1 ・開業届の写し等		◎					
			母子健康手帳 (表紙・出産予定日記載部分)			○				
			診断書※1				◎			
			身体障がい者・ 精神障がい者・療育手帳 (氏名・等級・次回判定時期記載部分)					○		
			求職活動状況調査票※1						◎	
			在学証明書※3・時間割 等のカリキュラム							◎

※1 提出にあたっては、札幌市の指定様式をご使用ください。各様式は「札幌市申請書・届出書ダウ
ンロードサービス」に掲載しております。

札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス : <http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>

※2 育児休業明け(職場復帰)による入所の場合に提出してください。

※3 札幌市の指定様式はありませんので、就学先に発行を依頼してください。

② 利用調整及び保育料等の決定に必要な書類

別表2 【令和2年9月～令和3年8月に入所を希望される場合】

書類が必要な方			区 分	必要な書類	
父	母	他			
			令和2年1月1日時点で札幌市に住民登録があった方	原則なし※1	
			令和2年1月1日時点で札幌市に住民登録がなかった方※2	給与から市町村民税を引かれている方	①令和2年度市区町村民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書
				自身で市町村民税を支払っている方	②令和2年度市区町村民税・都道府県民納税通知書
				市町村民税が非課税の方	③令和2年度市区町村民税・都道府県民税証明書
				納税通知書等を提出できない場合、紛失した場合など	※「市町村民税所得割額」「総所得額（合計所得金額）」「各種控除の内訳」「扶養者数の内訳」のわかる証明書が必要です。
			海外在住だったため、市町村民税の証明ができない方	勤務先の証明（給与の明細）など ※平成31年1月～12月の1年間の収入を証明できる書類と訳文	
			兄・姉が障がい児通所支援などを利用して いるお子さん	多子軽減に係る届出書、通所証明書、 通所決定書等	

※1 市・道民税の未申告者や、札幌市に住民登録があっても令和2年度において他の市区町村にて課税されている方など、札幌市が収入を確認できない場合は書類提出が必要になることがあります。

※2 政令市に住民登録のあった方は、③の証明が必要です

●上記①～③の通知・証明書について

下記の「③（マイナンバー記入時必須）身元確認書類・番号確認書類」が揃っており、マイナンバーの記載及び身元・番号確認書類の提出があった場合は、上記①～③の通知・証明書の提出を省略できます。上記に該当しない方はお住まいの区の健康・子ども課にご相談ください。

③（マイナンバー記入時必須）身元確認書類・番号確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、認定に係る手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。申請書をご提出いただく際は、マイナンバーの記載とともに「身元確認」と「番号確認」が必要となりますので、下記の必要書類をご持参ください。

なお、申請者が自身の個人番号がわからないなど個人番号の記載が困難な場合や、確認書類が不足している場合は、申請・届出書に個人番号を記載せずに申請を受け付けることも可能です（この場合、札幌市が住民基本台帳等情報により番号を確認します）。

身元確認（申請者のもののみ）	番号確認（番号を記載する全員分）
<p>【1点の提示でよいもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 運転免許証 写真付き身分証明書（社員証等） ※氏名・生年月日が記載されたもの <p>【2点の提示で確認するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険証（国保、健康保険、介護保険等） 公共料金の領収書 各種税証明書、納税証明書、源泉徴収票 戸籍の附票の写し、住民票の写し 札幌市が発行した各種医療受給者証 身分証明書（社員証等） など 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 通知カード <p>（氏名、住所等が最新の情報と一致している場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号記載の住民票の写し <p>※「個人番号通知書」は証明する書類として使用できません</p>



※ 児童の保護者以外の方が代理で申請される場合については、別途お問い合わせください。

8 在職証明書（育児休業証明書含む）における押印の取扱いについて

就労先事業者において押印が困難な場合は省略することが可能です。ただし、在職証明書等を保護者自身が偽造、変造（無断作成、改変）した場合は以下の各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、証明書の内容について就労先の事業者へ電話確認する場合がありますので予めご了承ください。

① 押印のない在職証明書を偽造、変造（無断作成、改変）した場合について

刑法において、

○有印私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）は、行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

○有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

に、それぞれに成立する。

（参考）

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役

無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

② 在職証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、

私電磁的記録不正作出罪（刑法 161 条の 2 第 1 項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合に成立する。

（参考）

私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

入所に関する相談・お問い合わせ先

お住まいの区の健康・子ども課 子ども家庭福祉（担当）係で受付します。受付は、土・日・祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分までです。

中央区（南3西11）	TEL 511-7224	豊平区（平岸6-10）	TEL 822-2473
北 区（北25西6）	TEL 757-2563	清田区（平岡1-1）	TEL 889-2051
東 区（北10東7）	TEL 711-3214	南 区（真駒内幸町1）	TEL 522-5780
白石区（南郷通1南）	TEL 861-0336	西 区（琴似2-7）	TEL 621-4242
厚別区（厚別中央1-5）	TEL 895-2499	手稲区（前田1-11）	TEL 688-8597

（令和2年10発行）